

しょう しょうかい 障がい者スポーツのご紹介

～ボッチャ (boccia)～

ボッチャは、「ジャックボール」と呼ばれる白い目標球に向かって、それぞれ6個のボールを投げたり、転がしたりして、ジャックボールに相手より近づけた球の数でポイントを競うゲームです。ルールは冬季オリンピック競技のカーリングに似ています。1988年ソウル大会からパラリンピックの正式種目に採用され、2016年リオデジャネイロ大会や2020年東京大会でも実施されます。



ボッチャ・フライングディスク教室を開催しました

平成27年度は3回にわたり、ボッチャ・フライングディスク体験教室を開催し、障がいのある方もない方も含め、子どもから大人まで多くの市民が参加して、障がい者スポーツを楽しみました。

障がい者スポーツから生まれた競技は、あらゆる世代にも適した「ユニバーサルスポーツ」として今、注目を集めています。『障がい者スポーツを生涯スポーツに』を合言葉に、今後も体験教室などを通じてさまざまな障がい者スポーツを紹介していきます。



市内在住のボッチャ選手

の松本裕子さん

だい かい へいせい ねん がつはっこう
第106回 平成28年3月発行

へんしゅう 編集 こまえしふくしほけんぶ 粕江市福祉保健部
はっこう 発行 こうれいしょう 高齡障がい課

☎ 03-3430-1111 FAX 03-3480-1133

(「ふくしだより」題字:書道家 片山 子龍 作)

しょうがい しゃさべつ かいしょうほう へいせい ねん がつせこう 障害者差別解消法 (平成28年4月施行)

障害者差別解消法は、官庁や市役所などの行政機関、会社、お店などの民間事業所の障がいのある方に対する「障がいを理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。

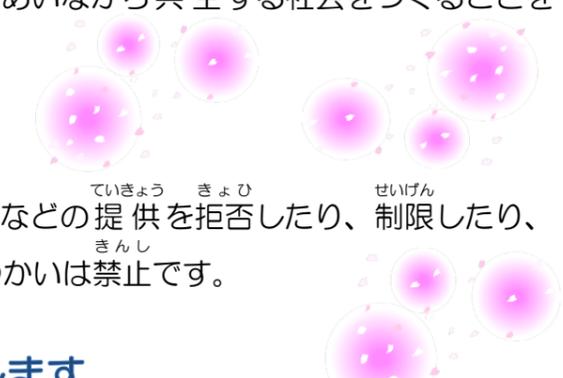
障がいのあるなしにかかわらず、皆がお互いを尊重しあいながら共生する社会をつくることを目的としています。

■不当な差別的とりあつかいは禁止です。

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、条件を課したりするなどの不当な差別的とりあつかいは禁止です。

■合理的配慮の法的義務や努力義務が生じます。

障がいのある方からなんらかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くなどの配慮が行政機関や民間事業所には求められます。



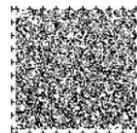
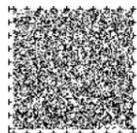
みしゅうがくじむ おやこ うんどうりょういく きょうしつ 未就学児向けの親子運動療育教室

～「みんなで地球をけっとばせ！」～

発達がゆっくりでみんなで運動することが苦手だったり、集団活動が苦手な未就学のお子さんを対象にした親子運動療育教室を、毎月1回のペースで市内の体育館にて開催しています。各回10組限定の教室ですので、参加を希望される方は事前にお申込みください。

【申込み先】粕江市役所高齡障がい課 ☎03-3430-1111 (内線2208)

【今後の予定】4月25日(月) 14:30～15:30 上和泉地域センター
5月18日(水) 14:30～15:30 市民総合体育館
6月22日(水) 14:30～15:30 西和泉体育館



けいはつさっし 啓発冊子

「みんながいっしょに暮らせるまちへ」を作成しました



平成28年4月から障害者差別解消法が施行されるにあたり、平成27年12月に啓発冊子「みんながいっしょに暮らせるまちへ」を作成しました。障害者差別解消法のことだけでなく、障がいのあるなしにかかわらず、ともに支えあって生きていく社会をつくるためのヒントが載っています。市役所内の福祉保健部総合相談窓口や市内の公共施設などで配布しています。お問い合わせは粕江市役所高齡障がい課障がい者支援係へ。

おし
教えて!

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画

～どんなときに必要なの?～

障害福祉サービス（ホームヘルプなど）や児童福祉サービス（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）を利用するときは、ご本人の抱える課題の解決や適切なサービスに向けて支援をしていくため、サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）を作成することが必要です。

～計画はどこで作ってもらうの?～

この計画は、指定を受けた相談支援事業所に作成をしてもらいます。市外の事業所でも構いません。また、ご本人やご家族がセルフケアプランとして作成をすることもできます。
狛江市が指定をしている事業所は、次の3つとなっています。場所はいずれも、あいとぴあセンター内（元和泉2-35-1）にあります。



| | 事業所名 | 電話番号 |
|---|--------------------------|--------------|
| ① | 相談支援センターみずき | 03-3430-3809 |
| ② | 狛江市特定相談支援事業所サポート | 03-5438-3533 |
| ③ | ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターリヒト | 03-3480-2236 |

～この計画の良いところは?～

相談支援事業所から適切なサービスの組み合わせの提案を受けたり、ご本人の希望に基づく計画を作成することで、ご本人にあった支援を受けることができます。

狛江市難病者福祉手当の支給対象が変わります

狛江市難病者福祉手当条例の改正が平成28年4月1日から施行され、下記に該当する場合は、4月分の手当より支給対象から除外となります。なお、除外対象者の2月分・3月分の手当は、4月中に支給する予定です。

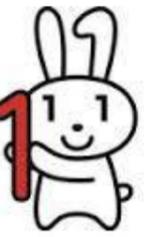
- (1) 心身障害者福祉手当を受給している方
- (2) 生活保護を受給している方
- (3) 中国残留邦人等支援給付を受給している方



おし
教えて!

マイナンバー制度

(社会保障・税番号制度)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

～マイナンバー（個人番号）とは?～

国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことで、皆さんにもすでに番号が通知されています。

～マイナンバーの利用はいつから?～

平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まっています。国の法律、東京都や狛江市の条例でマイナンバーの利用が決められている申請には、マイナンバーの記載が必要になります。また、公的な機関での申請のほか、勤務先などでマイナンバーの提出を求められることもあります。

～市役所の窓口ではどういうものが必要ですか?～

市役所での申請にマイナンバーの記入が必要な場合もありますので、市役所にお越しの際は、マイナンバーカードをお持ちいただくか、個人番号の確認のための『通知カード』と本人確認書類として運転免許証・パスポート・障害者手帳等をお持ちください。詳細は事前にお問い合わせください。

顔写真のついている確認書類のいずれか1つ

通知カード

※もしくは顔写真のついていない確認書類のいずれか2つ

障がい者週間行事

～作品展（作品紹介）と販売会を行いました～



「障がい者週間」とは、障がい者福祉に対する関心と理解を深め、障がいのある方に社会参加の場を提供し、さまざまな活動に積極的に参加していただく期間です。平成27年12月3日（木）から12月9日（水）まで、狛江市役所2階ロビーで福祉作業所や障がい者の団体などによる作品展と販売会を行い、565人にご来場いただきました。

